**職員の方々に**

以下のような行為は、障害者虐待の主な事例です。

不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

〇身体的虐待

・殴る、蹴る、煙草を押し付ける。

・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。

・戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄等で縛る。

〇性的虐待

・性交、性的暴力、性的行為の強要。

・性器や、性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。

・裸の写真やビデオをとる。

〇心理的虐待

・「そんなことすると外に出させない」など言葉による脅迫。

・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。

・成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける。

・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

〇放棄・放置

・自己決定と言って放置する。

・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。

・失禁していても衣類を取り替えない。

・職員の不注意によりけがをさせる。

〇経済的虐待

・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

〇その他

・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。

・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたらいやなことを障害者にしていませんか。

常に相手の立場で、適切な支援を心掛けましょう。